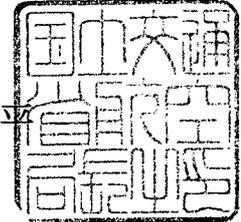




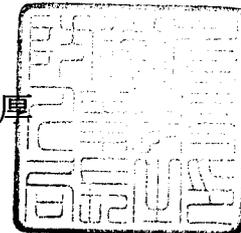
国土交通省と防衛省とは、自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定を締結する。

平成20年8月25日

国土交通省航空局長 前田 隆平



防衛省人事教育局長 渡部 厚



自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定

自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定（昭和36年10月16日）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「運輸省」を「国土交通省」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「昭和32年運輸大臣達第9号。以下「試験規則」を「平成13年国土交通省訓令第97号。以下「管制試験規則」に、「及び試験規則」を「及び管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に、「を試験規則」を「を管制試験規則」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「運輸省」を「国土交通省」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「試験規則」を「管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に改め、「航空局長」の次に「又は地方航空局長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第3条中「試験規則」を「管制試験規則」に改める。

第4条中「試験規則」を「管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に、「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第5条中「試験規則」を「管制試験規則」に、「及び第9条」を「から第9条の2まで並びに航空管制等英語能力証明試験規則（平成19年国土交通省訓令第70号。以下「英語試験規則」という。）第2条から第4条まで及び英語試験規則第5条に基づく細則」に、「身体検査の実施、身体検査合格証の交付及び第9条第2項の認定は、防衛庁」を「次に掲げる事項は、防衛省」に改め

、同条に次の各号を加える。

- 一 管制試験規則第8条に定める身体検査の実施及び身体検査合格書の交付
- 二 管制試験規則第9条第2項に定める認定
- 三 管制試験規則第9条第4項に定める専門研修
- 四 管制試験規則第9条の2に定める定期審査
- 五 英語試験規則第2条に定める航空管制等英語能力証明試験の実施
- 六 英語試験規則第4条に定める航空管制等英語能力証明書の交付

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 管制試験規則第4条第2項の左欄に掲げる管制業務に係る技能証明を既に有する自衛隊の隊員に対して、当該管制業務に係る管制試験規則第7条に定める業務の範囲の限定を行う場合は、管制試験規則の定めるところに準じて防衛省が行う。

第8条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 管制試験協議会の国土交通省の代表者は、国土交通省航空局管制保安部管制課長とし、防衛省の代表者は、防衛省人事教育局人事計画・補任課長とする。
- 3 管制試験協議会の構成及び運用は、国土交通省航空局管制保安部管制課長及び防衛省人事教育局人事計画・補任課長が協議して定めるものとする。

第8条を第7条とする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年8月25日から発効する。
- 2 この協定による改正後の自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定（次項において「新協定」という。）第6条の規定により準用される管制試験規則第9条第1項の適用については、この協定の発効の日から3年間は、同項本文中「職員」とあるのは「職員又は当該業務に係る技能証明、身体検査合格書及び航空管制等英語能力証明を有する職員が常時1名以上自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定（平成20年8月25日）別表左欄に掲げる飛行場の管制機関において同表右欄に掲げる管制業務に従事している場合にその者と共に配置された当該業務に係る技能証明及び身体検査合格書を有する職員」とする。
- 3 新協定第6条の規定にかかわらず、同条第6号に掲げる事項は、当分の間、国土交通省が行う。

別表（附則第2項関係）

飛行場名及び航空交通管制業務を行う機関		航空交通管制業務の内容
旭川飛行場	陸上自衛隊北部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
十勝飛行場	陸上自衛隊北部方面管制気象隊第2派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
大湊飛行場	海上自衛隊第25航空隊大湊航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
八戸飛行場	海上自衛隊八戸航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
松島飛行場	航空自衛隊松島管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
霞目飛行場	陸上自衛隊東北方面管制気象隊基地隊	飛行場管制業務
宇都宮飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第4派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
相馬原飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第5派遣隊	飛行場管制業務
百里飛行場	航空自衛隊百里管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
霞ヶ浦飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
入間飛行場	航空自衛隊入間管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
立川飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
下総飛行場	海上自衛隊下総航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
舞鶴飛行場	海上自衛隊第23航空隊舞鶴航空基地隊	飛行場管制業務
厚木飛行場	海上自衛隊厚木航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
木更津飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第3派遣隊	飛行場管制業務

岐阜飛行場	航空自衛隊岐阜管制隊	飛行場管制業務
館山飛行場	海上自衛隊館山航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
静岡飛行場	航空自衛隊静岡管制隊	飛行場管制業務
浜松飛行場	航空自衛隊浜松管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
明野飛行場	陸上自衛隊中部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
小月飛行場	海上自衛隊小月航空基地隊	飛行場管制業務
防府飛行場	航空自衛隊防府管制隊	飛行場管制業務
小松島飛行場	海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地隊	飛行場管制業務
芦屋飛行場	航空自衛隊芦屋管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
築城飛行場	航空自衛隊築城管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
目達原飛行場	陸上自衛隊西部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
新田原飛行場	航空自衛隊新田原管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
鹿屋飛行場	海上自衛隊鹿屋航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
硫黄島飛行場	海上自衛隊硫黄島航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務